

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人苫小牧市福祉事業協会（以下「本会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、本会の理事及び監事並びに評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 理事等に対する報酬は、定款第8条及び第21条の規定により無報酬とするが、交通費の実費相当額を支給することができる。

(公表)

第3条 本会は、この基準をもって、理事等に対する報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第4条 この基準の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この基準は、平成29年6月23日から施行する。